



発行 新潟県

第7号

平成30年1月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 67 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 68 種畜証明書の返納をした旨の通報（畜産課）
- 69 保安林の指定（治山課）
- 70 換地処分（農地整備課）
- 71 土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 72 道路の区域変更（道路管理課）
- 73 道路の供用開始（道路管理課）
- 74 道路の区域変更（道路管理課）
- 75 道路の供用開始（道路管理課）
- 76 道路の区域変更（道路管理課）
- 77 道路の供用開始（道路管理課）
- 78 道路の区域変更（道路管理課）
- 79 道路の供用開始（道路管理課）
- 80 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）

## 労働委員会公告

- 調停申請（労働委員会事務局総務課）

## 公安委員会規則

- 1 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第67号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
名和田 義高	内科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	H29. 3. 31
星野 清	内科	星野医院	柏崎市四谷1-7-30	H29. 9. 5

加藤 孝之	外科	加藤医院	新発田市下内竹447	H29. 9. 13
高橋 喜子	内科	浦川原診療所	上越市浦川原区有島75	H29. 11. 13
羽尾 博隆	内科 小児科	羽尾医院	上越市稲田3-6-20	H29. 12. 7
中尾 圭介	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南 32-9	H29. 12. 28
梅林 佑弥	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南 32-9	H30. 1. 4

◎新潟県告示第68号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があった。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

種畜証明書番号	名前	品種	飼養者の住所・氏名	返納理由
11245828602	勝新2	肉用牛 黒毛和種	新潟県新潟市秋葉区 新井田 潔	死亡のため

◎新潟県告示第69号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市北小浦字稗田の口100の1、100の2、102
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第70号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業善根地区に係る換地処分をした。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第71号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
-----	-----	------	-------

上根知	区画整理・農業用排水施設整備・農用地改良 保全（中山間地域総合整備）事業	糸魚川市	平成29年10月4日
-----	---	------	------------

## ◎新潟県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市高梨町字堤原959番1から	新	9.5～12.3メートル	251.2メートル
同市高梨町字堤原869番3まで	旧	7.0～12.0メートル	251.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号、県道三仏生片貝線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市高梨町字堤原959番1から	新	9.5～12.3メートル	251.2メートル
同市高梨町字堤原869番3まで	旧	7.0～12.0メートル	251.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道351号、県道三仏生片貝線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三仏生片貝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市高梨町字堤原869番3から	新	9.5～12.3メートル	251.2メートル
同市高梨町字堤原959番1まで	旧	7.0～12.0メートル	251.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道351号、403号と重用

◎新潟県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 351号
- 2 供用開始の区間  
小千谷市高梨町字堤原959番 1 から同市高梨町字堤原869番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 1月26日

◎新潟県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市川治705番 5 から	新	11.0～14.6メートル	99.7メートル
同市川治397番まで	旧	11.0～11.2メートル	99.7メートル

◎新潟県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間  
十日町市川治705番 5 から同市川治397番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 1月26日

◎新潟県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番355から	新	12.2～33.0メートル	1,032.2メートル
同市松波四丁目字防風浜2046番58まで	旧	9.1～19.8メートル	1,030.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番355から	新	12.2～33.0メートル	1,032.2メートル
同市松波四丁目字防風浜2046番58まで	旧	9.1～19.8メートル	1,030.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市松波四丁目字防風浜2046番58から	新	12.2～33.0メートル	1,032.2メートル
同市松波一丁目字粉糠ママ2299番355まで	旧	9.1～19.8メートル	1,030.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

## ◎新潟県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課  
 において縦覧に供する。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
柏崎市松波一丁目字粉糠ママ2299番355から同市松波四丁目字防風浜2046番58まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月26日

## ◎新潟県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市牧区高谷字井田533番6から	新	6.7～31.0メートル	141.2メートル
同市牧区高谷字井田382番9まで	旧	6.2～31.0メートル	140.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道牧横住線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 牧横住線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市牧区高谷字井田533番6から	新	6.7～31.0メートル	141.2メートル
同市牧区高谷字井田382番9まで	旧	6.2～31.0メートル	140.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道405号と重用

#### ◎新潟県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間  
上越市牧区高谷字井田533番6から同市牧区高谷字井田382番9まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 1月26日

#### ◎新潟県告示第80号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年 1月26日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- 2 指定の年月日  
平成30年1月17日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市吉田字明院3456番1の内	6.00	27.50
3456番1の内、3457番1の内	6.00～11.00	7.50

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 原信マーケットシティ新保  
 所在地 長岡市新保六丁目113番外  
 設置者 株式会社原信 他2者
- 2 届出の概要及び公告日  
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に関する届出  
 公告日 平成29年9月15日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年1月26日から平成30年2月26日まで

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 原信 春日新田店  
 所在地 上越市春日新田2丁目2116-1外  
 設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更）に関する届出  
 公告日 平成29年9月15日
- 3 意見の概要
  - (1) 上越市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年 1月26日から平成30年 2月26日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 原信 燕店  
所在地 燕市東太田字砂山2920番外  
設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更）に関する届出  
公告日 平成29年 9月15日
- 3 意見の概要  
(1) 燕市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年 1月26日から平成30年 2月26日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年 1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 原信 六日町店  
所在地 南魚沼市六日町字野際645番外  
設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に関する届出  
公告日 平成29年 9月15日
- 3 意見の概要  
(1) 南魚沼市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年 1月26日から平成30年 2月26日まで

**林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成29年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 講習会の日時  
平成30年2月20日（火） 午前10時から午後5時まで
- 2 講習会の場所  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎 506会議室
- 3 講習会の対象者  
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者
- 4 受講手続  
新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成30年2月13日までに提出すること。

**労働委員会公告****調停申請について（公告）**

平成30年1月15日、上越市環境衛生公社職員組合から、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年1月26日

新潟県労働委員会

会 長 兒 玉 武 雄

- 1 関係当事者  
組合側 上越市環境衛生公社職員組合  
使用者側 一般財団法人上越市環境衛生公社
- 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する公衆衛生の事業
- 3 調停申請事項 昇給停止年齢

**公安委員会規則**

新潟県公安委員会規則第 1 号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 1月26日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
新潟北警察署	松浜交番	新潟市北区松浜東町1丁目	新潟市北区のうち神谷内、三軒屋町、新元島町、太夫浜、太夫浜新町1・2丁目、つくし野1・2丁目、名目所、名目所1・2・3丁目、濁川、濁川1丁目、西名目所、松栄町、松浜1・2・3・4・5・6・7・8丁目、松浜新町、松浜町、松浜東町1・2丁目、松浜本町1・2・3・4丁目、松浜みなど	新潟北警察署	松浜交番	新潟市北区松浜東町1丁目	新潟市北区のうち神谷内、三軒屋町、新元島町、 <u>すみれ野1・2・3丁目</u> 、太夫浜、太夫浜新町1・2丁目、つくし野1・2丁目、名目所、名目所1・2・3丁目、 <u>新崎、新崎1・2・3丁目</u> 、濁川、濁川1丁目、西名目所、 <u>松潟</u> 、松栄町、松浜1・2・3・4・5・6・7・8丁目、松浜新町、松浜町、松浜東町1・2丁目、松浜本町1・2・3・4丁目、松浜みなど
	豊栄駅前交番	新潟市北区白新町1丁目	新潟市北区のうち朝日町1・2・3・4丁目、石動1・2丁目、内沼（内沼沖）、太田（上黒山、中黒山、下黒山、棕、松影を除く。）、かぶとやま1・2丁目、嘉山、嘉山1・2・3・4・5・6丁目、川西1・2・3・4丁目、葛塚、新鼻、東栄町1・2・3丁目、鳥屋、白新町1・2・3・4丁目、前新田、美里1・2丁目、柳原1・2・3・4・5・6・7	豊栄駅前交番	新潟市北区白新町1丁目	新潟市北区のうち朝日町1・2・3・4丁目、石動1・2丁目、内沼（内沼沖）、太田（上黒山、中黒山、下黒山、棕、松影を除く。）、かぶとやま1・2丁目、 <u>上土地亀</u> 、嘉山、嘉山1・2・3・4・5・6丁目、川西1・2・3・4丁目、葛塚、 <u>下土地亀</u> 、新鼻、東栄町1・2・3丁目、鳥屋、白新町1・2・3・4丁目、前新田、美里1・2丁目、柳原1・2	

		丁目、横井の一部(月見町)			・3・4・5・6・7 丁目、横井の一部(月見町)
東港交番	北蒲原郡聖籠町東港4丁目	新潟市北区のうち浦ノ入の一部、木崎の一部、 <u>笹山の一部、島見町の一部、白勢町の一部、太郎代の一部、横土居、太田の一部(上黒山、中黒山、下黒山、椋、松影)、村新田</u> 聖籠町のうち位守町、東港1・2・3・4・5・6・7丁目、大字蓮野の一部、大夫興野の一部、藤寄の一部、蓮潟の一部、網代浜の一部(新潟港東港区及び一般国道7号線の北側かつ福島潟放水路の東側かつ町道大夫別行線の西側の地域)	東港交番	北蒲原郡聖籠町東港4丁目	新潟市北区のうち浦ノ入の一部、木崎の一部、 <u>笹山の一部、島見町の一部、白勢町の一部、太郎代の一部、横土居聖籠町のうち位守町、東港1・2・3・4・5・6・7丁目、大字蓮野の一部、大夫興野の一部、藤寄の一部、蓮潟の一部、網代浜の一部(新潟港東港区及び一般国道7号線の北側かつ福島潟放水路の東側かつ町道大夫別行線の西側の地域)</u>
笹山駐在所	新潟市北区笹山	新潟市北区のうち浦ノ入(東港交番の所管区域を除く。)、 <u>笠柳、笹山(新潟競馬場、東港交番の所管区域を除く。)、笹山東、浜浦、横井(月見町を除く。)、内島見(早通駅前交番の所管区域を除く。)、木崎の一部</u>	笹山駐在所	新潟市北区笹山	新潟市北区のうち浦ノ入(東港交番の所管区域を除く。)、 <u>太田の一部(上黒山、中黒山、下黒山、椋、松影)、笠柳、笹山(新潟競馬場、東港交番の所管区域を除く。)、笹山東、浜浦、村新田、横井(月見町を除く。)</u>
岡方駐在所	新潟市北区森下	新潟市北区のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、三ツ屋、森下、山飯野	岡方駐在所	新潟市北区森下	新潟市北区のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、 <u>すみれ野4丁目</u> 、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、三ツ屋、森下、山飯野
長場駐在所	新潟市北区長場	新潟市北区のうち内沼(内沼沖を除く。)、浦木、大月、岡新田、上大月、上堀田、里飯野、長戸、長場、 <u>上土地亀、下土地亀</u>	長場駐在所	新潟市北区長場	新潟市北区のうち内沼(内沼沖を除く。)、浦木、大月、岡新田、上大月、上堀田、里飯野、長戸、長場
早通駅前交番	新潟市北区早通南1丁目	新潟市北区のうち彩野1・2・3・4丁目、 <u>内島見の一部(尾山ニュータウンの一部)、木崎(東港交番及び笹山</u>	早通駅前交番	新潟市北区早通南1丁目	新潟市北区のうち彩野1・2・3・4丁目、 <u>内島見、木崎(東港交番の所管区域を除く。)、笹山の一部(新</u>

			<p>駐在所の所管区域を除く。)、笹山の一部(新潟競馬場)、下大谷内、下早通、須戸、須戸1・2・3・4・5丁目、樋ノ入、新井郷、早通、早通北1・2・3・4・5・6丁目、早通南1・2・3・4・5丁目、仏伝、北陽1・2丁目、すみれ野1・2・3・4丁目、新崎、新崎1・2・3丁目、松潟</p>			<p>潟競馬場)、下大谷内、下早通、須戸、須戸1・2・3・4・5丁目、樋ノ入、新井郷、早通、早通北1・2・3・4・5・6丁目、早通南1・2・3・4・5丁目、仏伝、北陽1・2丁目</p>
	(略)				(略)	
	(略)				(略)	
村上警察署	(略)				(略)	
	猿沢駐在所	(略)	(略)		布部駐在所	村上市布部 村上市のうち新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、石栗新田、猿田、千縄、荃太、岩崩、三面、薦川、中原の一部(字中野)、朝日中野の一部(字中野)
	岩沢駐在所	村上市岩沢	<p>村上市のうち岩沢、大場沢、熊登、古渡路、あけぼの、小川、下新保、笹平、釜杭、小揚、柳生戸、<u>中原、朝日中野、十川、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、石栗新田、猿田、千縄、荃太、岩崩、三面、薦川</u></p>		岩沢駐在所	<p>村上市のうち岩沢、大場沢、熊登、古渡路、あけぼの、小川、下新保、笹平、釜杭、小揚、柳生戸、<u>中原(字中野を除く。)、朝日中野(字中野を除く。)、十川</u></p>
	(略)				(略)	
阿賀野警察署	(略)				(略)	
	京ヶ瀬駐在所	阿賀野市緑岡	<p>阿賀野市のうち姥ヶ橋、城、田山、窪川原、下黒瀬、上黒瀬、深堀、法柳、法柳新田、金湊(甲、乙)、五郎巻、駒林、曾郷、猫山、緑岡、前山、月崎、六日野、関屋、七島、川前、下里、嘉瀬島、小島、寺社新、粕島、小河原、箸木免、下ノ橋、飯森杉、小里、京ヶ島、清</p>		緑岡駐在所	<p>阿賀野市のうち姥ヶ橋、城、田山、窪川原、下黒瀬、上黒瀬、深堀、法柳、法柳新田、金湊(甲、乙)、五郎巻、駒林、曾郷、猫山、緑岡</p>

		野、京ヶ瀬工業団地			
			前山駐在所	阿賀野市前山	阿賀野市のうち前山、月崎、六日野、関屋、七島、川前、下里、嘉瀬島、小島、寺社新、粕島、小河原、箸木免、下ノ橋、飯森杉、小里、京ヶ島、清野、京ヶ瀬工業団地
	(略)			(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則中別表阿賀野警察署の部の改正は平成30年2月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。